

札幌地方裁判所令和5年2月27日判決（確定）の解説

※ この解説は、実際の事案をもとに、一部の情報を抽象化している。

【判決要旨】

賠償義務者（加害車両の運転者や運行供用者等の損害賠償責任のある者の総称。以下、同じ意味。）に対する民事訴訟（前訴）が和解により解決した後に人身傷害保険の請求がなされた場合、前訴の裁判所が遅延損害金に充当する旨を明示した自賠責保険（被害者請求）からの支払額を、人身傷害保険金の計算上控除すべきか否かについて、裁判所は原告の主張を認め「人身傷害保険金が填補対象としていない金員が支払われた場合、これを既払金として控除しないのは（人身傷害保障）条項の前提となっている基本的考えである」などとして、控除しないと判断した。

被告は、控訴せずに確定した。

【解説】

第1 事案について

1 事案概要

本件は、原告Xが、被告である東京海上日動火災保険株式会社（以下、単に「東京海上」という。）に対し、交通事故により後遺障害（1級）を負ったとして、自動車保険契約に基づく人身傷害保険金を請求した事案である。

2 自動車保険契約の内容

X及びその家族は2台の自動車を保有し、1台については東京海上、もう1台については損保ジャパンと自動車保険契約を締結していた。また、二つの自動車保険のいずれについても人身傷害保険が付帯していた。

3 損害賠償金及び人身傷害保険金の支払

Xは、次の順序で、自賠責保険（被害者請求）による支払、損害賠償金の支払及び人身傷害保険金の支払を受けた。

(1) 加害者側の対人賠償責任保険から治療費等 2800万円

(2) 自賠責保険（被害者請求）による支払 4000万円

(3) 損保ジャパンからの人身傷害保険金 1億円

※ なお、これは保険金額の上限である。以下、契約上の保険金額の上限を「アマウント」という。

(4) 東京海上からの人身傷害保険金 200万円

※ この人身傷害保険のアマウントは1億円である。200万円は、人傷基準損害額1億6200万円から上記(1)ないし(3)の既払金を控除した金額。

(5) 加害者らに対する損害賠償請求訴訟（以下「前訴」という。）の訴訟上の和解に

よる和解金 2億7900万円。

4 本件訴訟の提起

(1) 確認書の存在

上記3(4)の人身傷害保険金の支払に際して、Xと東京海上は「今後、賠償義務者との民事訴訟の結果を踏まえ、裁判基準差額説にしたがった計算による追加支払が生じる場合は別途協議いたします。」との記載を含む確認書を取り交わしていた(以下、この確認書を「本件確認書」といい、また、この文言を「本件文言」という。)

(2) 裁判上の和解の内容

上記3(5)の裁判上の和解は、裁判所から内訳を明示した詳細な和解勧告書が示され、これに基づいて成立している。裁判所の和解勧告書によれば、和解金2億7900万円の算出過程は、次のとおりである。

- ① Xの損害元本(弁護士費用を除く) 3億6000万円
- ② 過失相殺 30パーセント
- ③ 過失相殺後の損害元本(弁護士費用を除く) 2億5200万円
- ④ 既払額・対人社 2800万円
- ⑤ 既払額・人身傷害保険 1億0200万円

なお、和解案の備考欄には「過失相殺の対象となった金額に満たないため、損益相殺の対象外」と記載されている。

- ⑥ 自賠償保険からの支払額(被害者請求) 4000万円

ただし、自賠償保険から支払われた時点において、遅延損害金が約6000万円発生していることから、和解案の備考欄には「全額遅延損害金に充当」と記載されている。

- ⑦ 損益相殺後の損害元本 2億2400万円
- ⑧ Xについての調整金加算 5500万円

和解案には「遅延損害金及び弁護士費用相当額を考慮した。」と記載。

- ⑨ 合計 2億7900万円

(3) 東京海上との交渉及び訴訟の提起

ア Xの主張

Xは、東京海上に対し、人身傷害保険契約及び本件確認書による合意に基づいて、600万円の人身傷害保険金の支払を求めた。600万円の計算根拠は次のとおりである。

(計算) 裁判基準損害額である3億6000万円のうち、加害者側の賠償責任のある分(70%=2億5200万円)については、加害者側(対人賠償責任保険)から全額が支払われたが、他方、被害者側の過失部分(30%=1億0800万円)については、人身傷害保険合計1億0200万円しか支払われておらず、差額の600万円については、東京海上が追加で支

払う義務がある。

※ 「裁判基準損害額」とは、損害賠償請求訴訟において、裁判所が認定した被害者の損害元本（過失相殺前のものである。また、弁護士費用相当額の損害は除く。）である。以下、同じ意味で用いる。

イ 東京海上の主張

東京海上は、計算上、人身傷害保険金の未払額は存在しないとして、支払を拒否した。東京海上の計算根拠は次のとおりである。

（計算） 約款上、裁判基準損害額である3億6000万円から、これまでに支払われた既払金を差し引いて、支払保険金を計算することとなっている。そうすると、裁判基準損害額から次の金額を全て控除することになる。

- ・前記3(1)の2800万円
- ・前記3(2)の4000万円
- ・前記3(3)の1億円
- ・前記3(4)の200万円
- ・前記3(5)のうち、2億2400万円（裁判上の和解により加害者側が支払った2億7900万円から、弁護士費用及び遅延損害金に相当する5500万円を控除した金額）
- ・合計 3億9400万円

計算の結果、控除すべき金額が、裁判基準損害額（3億6000万円）を超えており、追加で支払うべき人身傷害保険金はない。

ウ Xは、東京海上に対して、本件訴訟を提起した。本件訴訟の争点は、次の1点のみである。

前訴の和解において、裁判所が、遅延損害金に充当する旨を明示した自賠法16条による支払額4000万円は、人身傷害保険の支払保険金の計算にあたり、控除する必要があるか。

上記ア・イのとおり、被告（東京海上）は控除する必要があると主張し、Xは控除する必要があるないと主張した。

(4) 判決結果

判決は、Xの主張のとおり、控除する必要がある旨を判断した。

なお、東京海上からの控訴はなく、裁判は確定している。

第2 補足説明

本判決は、人身傷害保険と損害賠償との関係について判断した裁判例である。人身傷害保険の支払保険金の計算と保険代位をめぐる問題点については、多くの裁判例があり、また未解決の論点もある。本判決を理解する前提として、これまでの裁判例及び保険実務の推移を補足説明する。

1 平成24年最判とその後の約款改訂

人身傷害保険については、平成10年の発売以来、保険代位の範囲が大きな争点となってきた。すなわち、賠償義務者からの支払いの前に、人身傷害保険金が支払われた場合、人身傷害保険の保険者は、被害者の有する損害賠償請求権につき、どの範囲で代位するか、という問題である（以下「問題①」という。）。この点について、最判平成24年2月20日民集66巻2号742頁（以下「平成24年最判」という。）は、裁判基準差額説を採用し、問題①は解決をみた。なお、この事案も、当事務所が担当している。

このように、保険代位について裁判基準差額説を採用すると、人身傷害保険金の支払が先行した場合には損害賠償金と人身傷害保険金の合計額によって裁判基準損害額が確保されるように代位の範囲が計算されることとなる。ところが、損害賠償金の支払が先行した後に、人身傷害保険金を請求した場合には、人身傷害保険金の計算は、約款上、約款に定められた人傷基準損害額から既払額を控除した金額とならざるをえない。そして、通常は、裁判基準損害額のほうが高額となるため、過失相殺がある事案においては「被害者にとっては人身傷害保険金を先行して受領した方が有利であり、人身傷害保険の保険会社にとっては人身傷害保険金の支払が先行しないほうが有利である。」という状況となった。

このように、保険代位について裁判基準差額説が採用されたことによって、「人身傷害保険金請求の先後によって被害者への填補額が違ってくる」という問題が生じることとなった（これを「問題②」とする。）。

なお、以下では、損害賠償請求訴訟の解決前に人身傷害保険金が支払われる事案を「**人傷保険先行事案**」、逆に、損害賠償請求訴訟の解決後に人身傷害保険金が支払われる事案を「**賠償請求先行事案**」と呼ぶ。

問題②の解決方法について、平成24年最判の宮川裁判官の補足意見では、人傷保険先行事案と賠償請求先行事案とで被害者が受け取れる金額に差が生じないように約款を限定解釈すべきとの見解が示されていた。他方、最判24年5月29日判タ1374号100頁の田原裁判官の補足意見では、問題解決のためには約款改訂をすべきであるとの見解が示されていた。この点、大阪高判平成24年6月7日判タ1389号259頁は、宮川裁判官の考え方を約款文言に反すると判断している。

その後、各保険会社は、田原最高裁判事の指摘をふまえて約款を改定し、“賠償義務者に対する裁判の判決又は和解が存在する場合には損害額の算定について裁判基準損害額を基準にする”との読替え規定が導入された。以下では、この改定以前の約款を「旧約款」、改定後の約款を「新約款」と言う。

新約款に改訂されたことにより、人傷保険先行事案でも賠償請求先行事案でも、被害者の受領額は同じ金額となり、問題②も解決をみたといえる。

なお、本件事故に適用される約款は旧約款であったが、本件確認書において、裁判

基準差額説により解決する旨の合意がなされているので、問題②については、特に論点にはなっておらず、新約款と同様に裁判基準損害額を基準にして支払保険金を計算することは争いがなかった。東京海上では、本件事故の当時、新約款を遡及適用する扱いをしていたとのことであり（本件訴訟上の主張）、それを前提に、本件確認書の締結に応じたようである。

2 賠償請求先行事案における人身傷害保険金の計算方法（問題③）

上記のとおり、新約款により、賠償請求先行事案においても損害額は裁判基準損害額にしたがって計算することとなった。新約款において、賠償請求先行事案における支払保険金額は、大まかに言えば、裁判基準損害額から既払金を控除することによって算出される。一般に、約款上、控除すべき既払金として、

- A 自賠償保険等による支払額
- B 賠償義務者による支払額
- C 対人賠償保険等によって支払われた保険金等の額
- D 人身傷害保険による支払額

等が規定されている（控除の対象となる費目は、新約款と旧約款で特に異なる）。。

ところで、交通事故に基づく損害賠償請求訴訟においては、通例、弁護士費用相当額の損害が認定され、また、事故日以降の遅延損害金についても判決で支払が命じられる。他方、人身傷害保険は、もともと、遅延損害金や弁護士費用を填補しない保険であるから、裁判基準損害額には、弁護士費用や遅延損害金部分は含まれない。このこととの平仄上、支払保険金を算定するために既払金を控除する場面においても、弁護士費用や遅延損害金を填補した既払額は、控除の対象としないこととなる。この点はあまり争いが無いと思われるし、本件事案の東京海上も、この点には異論がなく、前訴で支払われた和解金2億7900万円のうち、和解勧告書において「調整金（弁護士費用及び遅延損害金）」として計上された5500万円については、支払保険金の計算にあたって控除していない。約款の文言上は、上記BCには、特段の限定はされていないから、損害賠償請求訴訟の判決・和解によって支払われた賠償金（和解金）全額を控除するように読めるものの、弁護士費用相当額の損害や遅延損害金に対する填補は、そもそも人身傷害保険の填補対象とは異なる損害に対する填補であるから、支払保険金の算定においても、既払金として控除しない扱いである。

他方、上記Aの「自賠償保険等による支払額」については、やや問題がある。多くの事案では、被害者請求（自賠法16条）による支払額（以下「16条支払額」という。）は、損害賠償請求訴訟の提起前に支払済みである。自賠償保険の支払に関しては、国土交通省・金融庁の定めた「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」（以下「自賠償支払基準」という。）が存在し、自賠償保険会社は、これにしたがって支払をしているところ、自賠償支払基準においては、遅延損害金や弁護士費用は含まれていない。裁判上の和解をする場合にも、16

条支払額は、単純に既払額として元本から控除して処理するケースも少なくないし、人傷保険先行事案における人身傷害保険金の算定においては、当然、16条支払額は元本から全額控除する計算となる。

反面、最高裁判例によれば、損害賠償請求訴訟において、16条支払額は賠償義務者からの弁済と同様に法定充当されることが原則であり（最判平成16年12月20日集民215号987頁）、このため、裁判実務上、原告が法定充当を前提に損害賠償請求訴訟を提起した場合には、判決においては、16条支払額は、まず支払日までの遅延損害金に充当され、その余を元本に充当する扱いである。また、最高裁によれば、「(自賠責支払基準)は、保険会社が訴訟外で保険金等を支払う場合に従うべき基準にすぎないもの」(最判平成18年3月30日民集60巻3号1242頁)であり、自賠責保険会社が算定の際に示す「損害の内訳は支払額を算出するために示した便宜上の計算根拠にすぎない」(最判平成10年9月10日集民189号819頁)とされている。

以上のとおり、16条支払額については、人身傷害保険の填補と重複するものと扱われる側面と、人身傷害保険の填補対象以外の損害(遅延損害金)を填補しているものと扱われる側面の二面性があるといえる。

このような16条支払額(そのうち、損害賠償請求訴訟において、遅延損害金を填補したものと扱われた部分)を、賠償請求先行事案の人身傷害保険の支払保険金算定場面において控除すべきか、という点が問題となる。この問題を「問題③」と呼ぶ。

この「問題③」が本件訴訟で判断された論点である。

3 追加払いの可否

本件事案では人身傷害保険の「追加払い」の可否についても一応問題となった。これを「問題④」という。人身傷害保険の「追加払い」とは、次の【設例】のようなケースで問題となる。

【設例】

交通事故の被害者が、賠償義務者に対する訴訟前に、人身傷害保険金の請求をして、9000万円の支払を受けた。なお、この人身傷害保険のアマウントは1億円であった。その後、損害賠償請求訴訟を提起したところ、裁判基準損害額は、2億5000万円と認定され、過失相殺は70%とされたので、賠償義務者からは裁判基準損害額の30%である7500万円が支払われた。

そうすると、裁判基準損害額2億5000万円に対し、人身傷害保険金9000万円と、賠償義務者からの支払額7500万円の合計1億6500万円が支払われたことになり、裁判基準損害額のうち、8500万円は未填補である。そして、人身傷害保険のアマウントが1億円であるので、被害者は、

人身傷害保険の保険者に対して「裁判基準差額説に基づき、追加であと1000万円の支払を求めることができるか。」ということが問題となる。

問題④については、保険会社によって、対応が分かれている。本件訴訟で問題となった東京海上は「追加払い」に応じているようである。他方、これに応じない保険会社もある。応じない理由としては、人身傷害保険金を支払う際に、「協定書」「確認書」等の書面を取り交わすが、この際に、不動文字として「上記の保険金を支払うことにより、本件事故についての人身傷害保険金の請求が一切終了したことを確認いたします。」といった清算条項が入っているため、その合意の効力として、「追加払い」を認めることはできない（あるいは、人身傷害保険は、人傷保険先行事案と賠償請求先行事案の二類型に峻別し、前者を選択して請求した以上、後日、後者に切り替えることはできない）という考え方をとっているようである。

追加払い事案は、以下のa、bの二つの条件が重なるやや特殊なケースでのみ問題となるので、全体に占める件数は少ないものの、追加払いの問題が懸念されるケースでは、被害者側としては請求の順序に苦慮することになる。

a 人傷基準損害額に比べて裁判基準損害額が相当高額となるケース

※ 人傷基準と裁判基準において、逸失利益の額は大きな差異が生じないことが多い。他方、慰謝料額と将来介護料の額については、かなり大きな差異がある。重度後遺症事案の場合には、裁判基準損害額のほうが、人傷基準損害額に比べてかなり高額となるケースが多い。

※ 他方、このようなケースでは、最初の人身傷害保険金請求の時点で、アマウントまで支払われてしまうのが通常であり「追加払い」の問題は生じない。本件は人身傷害保険が2本利用できるという特殊性があったため「追加払い」が問題となった。

b 過失相殺が比較的大きなケース

※ 過失相殺が小さいケースでは、損害賠償金と最初の人身傷害保険金の支払額を合計すれば、裁判基準損害額が填補されていることが通常であり、保険代位の問題が生じるだけで、「追加払い」の問題は生じない。

追加払いが問題となる事案では、いったん人身傷害保険金を受領した後、損害賠償請求訴訟を提起し、それが解決した後、再度、裁判基準損害額を前提に人身傷害保険の「追加払い」を求めることとなる。

もともと、上記のとおり「追加払い」には応じない保険会社も多いので、実務上、「追加払い」の問題が生じる懸念がある場合は、被害者側としては、1回目の人身傷害保険金の請求に際して、「追加払い」の可否を保険会社に確認し、交渉をすることとなる。こうした交渉をすることなく、通常の清算条項のある様式の「確認書」や「協定書」に被害者側が署名して、1回目の人身傷害保険金の支払を受けた後、損害賠償

請求訴訟を提起して裁判基準損害額を確定させ、その後、あらためて、「追加払い」を求めることができるか、という問題（＝問題④）については、裁判例はないと思われる（令和5年12月現在）。

本件では「追加払い」ができるか否かが問題となったが、東京海上との本件確認書によって解決されており、問題④について、特に判断はされていない。

4 本件訴訟の争点及び判決内容

争点（問題③～人身傷害保険金の算定にあたって16条支払額の4000万円を既払額として控除するか否か）についての双方の主張と裁判所の判断は以下のとおりである。

(1) 原告の主張

ア 約款よりも、個別合意（本件確認書）が優先するので、本件文言の解釈問題として考えるべきである。本件確認書作成の際には、平成24年最判を明示して交渉して、本件文言が挿入されることとなったのであるから、平成24年最判が示した裁判基準差額説による計算と同様の結果となるように計算されるべきである。したがって、損害賠償請求訴訟終了後に、裁判基準損害額を基準にして填補未了額があれば、その額を人身傷害保険金として支払うべきであるところ、16条支払額の4000万円は遅延損害金を填補したものであり、裁判基準損害額に対する填補ではない。したがって、填補未了額である600万円は追加で支払われるべきである。

イ 仮に、約款の解釈として考えても、以下の理由から、結論は同様である。

(ア) 人身傷害保険は弁護士費用及び遅延損害金を填補対象としない保険商品であるから、既払金を控除する際にも、人身傷害保険の填補対象と重複する既払額を控除することは損害保険契約の基本的な考え方である。

(イ) そして、人身傷害保険の填補対象と重複するか否かは、裁判基準損害額を前提とする以上、前訴の裁判所の計算や充当の判断にしたがうほかない。

(ウ) 被告は文理解釈を強調するが、被告自身も、約款上、控除対象とされている項目（約款上の文言では「対人賠償保険等によって既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額」や「保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額」といった文言で規定されている）については、これらの支払のうち遅延損害金や弁護士費用に対する部分を控除対象から除外している。したがって文理解釈だけで結論を出すことはできない。

(2) 被告（東京海上）の主張

約款上、「自賠責保険等によって支払われる金額」は、人身傷害保険の支払保険金の算定にあたって控除することと規定されているから、前訴において、遅延損害金に充当されたか否かに関わらず、全額を差し引くことが文理解釈上当然である。

※ なお、既払額の控除に関する規定については、旧約款も新約款も文言は同一

である。

(3) 裁判所の判断

裁判所は、基本的に、原告の主張アのとおり、本件確認書（本件文言）の解釈論を理由に被告の主張を排斥した。さらに、仮に、約款解釈の問題としても、原告の主張イを理由に被告の主張を排斥し、原告の請求を全額認容した。

本判決は、問題③について判断した最初の裁判例であり、本判決18頁では「**人身傷害保険金が填補対象としていない金員が支払われた場合、これを既払金として控除しないのは上記条項の前提となっている基本的考えである**」と判示しており、支払保険金を算定するに際して控除すべき既払額は、当該保険による損害填補の対象と対応する損害を填補したものに限られること、そして、そのことは約款の規定文言以前の大前提である旨を判示している。

この点、保険代位の問題については、保険者が代位することができる権利は、保険による損害填補の対象と対応する損害についての賠償請求権に限られるとする「対応原則」が指摘されている（山下友信「保険法（下）404頁以下。同書によれば、平成24年最判が、対応原則を確認したものとされる。）。

本判決は、対応原則と同様の考え方が、支払保険金算定の場面においても妥当することを判示したものである。

本判決は、個別事情に基づく事例判断であるが、問題③について、保険約款の計算規定の解釈を示した最初の裁判例として参考になると思われるので、紹介する。

【関連する参考判例】

最判平成20年10月7日裁判集民229号19頁

交通事故の加害者が被害者に賠償すべき人的損害の額の算定に当たり、被害者の父が締結していた自動車保険契約の人身傷害補償条項に基づき被害者が支払を受けた保険金の額を控除した原審の判断が違法とされた事例